

<永代合祀塔「ひじりのえん」のごあんない>

永代合祀塔とは、経営者の責任において永代にわたって管理供養する墓を意味します。従って、遺骨を守るべき縁者のいない人の為の合同の墓です。安心して納骨され、供養してもらえことから、生前の契約が理想であります。永代合祀塔に求めるものは、死後の「安心」であり、この「安心」を得ることで、生前の大きな「安心」を生むことになり、最近多くの人に関心を寄せられています。

- 1 宗教・宗派を問わず、使用手続きの完了をした方なら使用できます。
- 2 使用希望の方は、使用申込書、使用規約同意書に記名捺印の上、世帯全員の住民票又は戸籍謄本を添えて、永代使用料（供養料）を納入し、使用承諾証の交付を受けて下さい。
- 3 この使用承諾証は使用者本人のみ有効で、譲渡、転貸することはできません。
- 4 「ひじりのえん」に遺骨・改葬骨を埋葬（納骨）される場合は、行政庁の発行する埋（改）葬許可証に「ひじりのえん」使用承諾証を添えて管理者に提出し、許可を受けて下さい。
- 5 納骨された遺骨は、13年間骨壺で安置し、その後は合葬することとします。この場合管理寺院が祭祀者として行います。
- 6 永代使用料は一霊 35 万円、二霊 60 万円です。納入は契約時に一括払いとします。墓誌については一霊 1 万 5 千円、二霊 2 万円です。
- 7 納骨された時に納骨者名を銘版（過去帳）に記録し供養します。
- 8 供養は春秋の彼岸に年 1 回、金窓寺の法儀により墓前法要を行います。
- 9 供養期間は納骨時から寺が存続する限り行います。
- 10 年忌法要または塔婆法要は、縁者の要望を受けて行うことができます。この場合の供養料は別途かかります。
- 11 遺骨の返還は、13 年間骨壺のままで安置されている場合、返還請求者との間に法的整合性があり、かつ正当な理由がある場合に返還に応じます。
- 12 納入された永代使用料は理由の如何にかかわらず返還はいたしません。
- 13 不可抗力による被害が発生した場合は、管理者は一切の責任を負いません。
- 14 墓参りはいつでもできます。（冬期は一時できない場合もあります。）

■ お申し込みについて

所定の申請書に必要事項をご記入の上、お申し込み下さい。

<お申し込みの際、必要なもの> (1) 使用申込書 (2) 使用規約同意書 (3) 世帯全員の住民票又は戸籍謄本 (4) 永代使用料 (供養料) 【 霊 円 】 (5) 墓 誌 料 【 霊 円 】		
---	--	--

■ 永代使用料 (供養料)・墓誌料について (申込時に一括払い)

	永代使用料 (供養料)	墓 誌 料
一 霊	350,000円	15,000円 (文字込み)
二 霊	600,000円	20,000円 (文字込み)

■ 永代使用料の支払い方法について

永代使用料 (供養料) については、霊園管理事務所へ現金でお支払いいただくか、または下記の口座へお振込みをお願いいたします。

<振込先>	○ 信州うえだ農協	塩田支所	普通	0052157
	○ 八十二銀行	三好町支店	普通	531768
	口座名義	小牧フォーレスト霊園管理事務所 事務長 高井 紀和		
※ 誠に恐縮ですが、振込み手数料は申込者さまでご負担をお願いいたします。				

■ お申込み・お問い合わせは

<input type="checkbox"/>	小牧フォーレスト霊園管理事務所 (信州上小森林組合内)			
	上田市富士山2464-226	TEL	0268-39-1460 (直通)	
		TEL	0268-39-8522 (森林組合)	
<input type="checkbox"/>	(株)吉祥 上田店 上田市中之条70-5			
		TEL	0268-28-7700	

永代合祀塔「ひじりのえん」使用規約

第1条（名称）

宗教法人金窓寺が設置する永代合祀塔を「ひじりのえん」と称します。

第2条（規約）

「ひじりのえん」を使用される方は、この規約に同意の上、使用承諾証の交付を受けて下さい。

第3条（使用目的）

「ひじりのえん」は人の焼骨を埋葬（納骨）の用に供する目的以外には使用できません。

第4条（管理運営）

「ひじりのえん」は宗教法人金窓寺の小牧フォーレスト霊園管理事務所が管理運営するものとします。

第5条（使用資格）

「ひじりのえん」は使用手続きの完了した方ならどなたでも使用できます。

第6条（使用承諾証の交付）

- 1 「ひじりのえん」を使用したい方は、使用申込書、使用規約同意書に記名捺印のうえ、世帯全員の住民票又は戸籍謄本 1 通を添えて、永代使用料（供養料）を納入し、使用承諾証の交付を受けてください。
- 2 「ひじりのえん」の使用承諾証は使用者本人のみ有効で、譲渡・転貸することはできません。
- 3 使用申込書の記載に変更のある場合は、速やかに訂正届けを提出してください。

第7条（埋葬及び改葬骨の手続き）

「ひじりのえん」に遺骨、改葬骨を埋葬（納骨）される場合は、行政庁の発行する埋(改)葬許可証に「ひじりのえん」の使用承諾証を添えて管理者に提出し、許可を受けてください。

第8条（納骨の方法）

納骨された遺骨は 13 年間骨壺で安置し、その後合葬することとします。この場合管理寺院が祭祀者として行います。

第9条（永代使用料）

永代使用料は一霊 35 万円、二霊 60 万円とします。

墓誌については一霊 1 万 5 千円、二霊 2 万円とします。

第10条（永代供養と期間）

- 1 納骨されたときから、納骨者名を銘板（過去帳）に記名し供養します。
- 2 供養は春秋の彼岸に年 1 回金窓寺の法儀により墓前法要を行います。
- 3 供養期間は納骨時から寺の存続する限り行います。
- 4 年忌法要または塔婆法要は、縁者の要望を受けて行うことができます。この場合の供養料は別途かかります。

第11条（遺骨の返還）

13 年間骨壺のままの状態である遺骨は、返還請求者との間に法的整合性があり、かつ正当な理由がある場合は返還に応じます。

第12条（納入金の返還）

納入された永代使用料は、理由の如何にかかわらず返還しません。

第 13 条（埋葬納骨）者の制限

「ひじりのえん」を使用できるのは、契約によって記載された者に限ります。

第 14 条（使用資格の喪失）

- 1 使用者が本契約に違反したとき
- 2 使用者が申し込み時に虚偽の申請をしたとき
- 3 使用者本人より申し出があったとき

第 15 条（使用資格喪失時の扱い）

- 1 使用資格を喪失したときは、管理者に返還届けを提出し、使用承諾証を返還して下さい。
- 2 理由の如何にかかわらず、永代使用料及び諸費の返還はしません。

第 16 条（不可抗力による事故の責任）

天変地異等不可抗力による被害については、管理者は一切の責任を負いません。

第 17 条（規約に定めのない事項）

本規約に定めのない場合は、法的に定めるところによるほか、その都度管理者が勘案して定めます。

第 18 条（規約の改正等）

現行の法律が改正された場合は、本規約も改正されることもあります。

附則

規約は平成 18 年 3 月 1 日より施行する。